

京都市西賀茂第三土地区画整理組合が施行する京都市西賀茂第三地区土地区画整理事業の事業計画の変更を、土地区画整理法第39条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により公衆の縦覧に供しますので、同法施行令第3条の規定により次のとおり公告します。

なお、当事業計画について意見のある利害関係者は、平成20年2月12日まで意見を提出することができます。

平成20年1月15日

京都市長 梶本 頼兼

- 1 縦覧期間 平成20年1月15日から同年1月28日まで
(期間内の土曜日及び日曜日を含む。)
- 2 縦覧時間 月曜日から金曜日まで 午前8時45分から午後5時30分まで
土曜日及び日曜日 午前9時から午後5時45分まで
- 3 縦覧場所 京都市中京区御池通東洞院西入る笹屋町435番地
京都御池第一生命ビル3階
京都市建設局都市整備部区画整理課

(建設局都市整備部区画整理課)